第24回 兵庫県医療審議会
 参考資料

 地 域 医 療 対 策 部 会
 (資料2)

 令 和 元 年 11 月 27 日
 関係

【参考】「外来医療機能に係る報告」等の記載事項

「外来医療機能に係る報告」の記載事項

- 1 診療所の名称
- 2 診療所の所在地
- 3 診療時間
- 4 診療科目
- 5 管理者
- 6 開設の目的及び維持の方法
- 7 医師、薬剤師、看護師(准看護師) 士などの従事者の定員
- 8 圏域で不足する医療機能等のうち提供を予定するもの (初期救急医療、在宅医療、産科医療、小児科医療、公衆衛生、介護認定 等)
- 9 圏域で不足する医療機能等を提供しない場合、その理由
- 10 兵庫県外来医療計画の確認の有無

「医療機器の共同利用計画」の記載事項

- 1 医療機関の名称
- 2 購入する医療機器の種類
- 3 購入する医療機器の製作者及び形式
- 4 購入する医療機器の設置日
- 5 共同利用の相手(予め登録した医療機関等)
- 6 共同利用の方法(紹介患者への検査・治療の実施、医師が来院して設備を利用等)
- 7 保守、整備の実施に関する方針
- 8 兵庫県外来医療計画の確認の有無

診療所開設届 -と共通

診療用エックス線装置備付届等と共通